

### 第3回さいたま市地域自立支援協議会会議録

日時：平成26年3月11日（火）10：00～

会場：障害者総合支援センター2階 研修室

#### 次第

- 開 会
- 議 題
  1. 第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認
  2. 本市の計画相談支援体制について
  3. 専門部会からの報告
- そ の 他
- 閉 会

#### 配布資料

- ① 第3回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ② 第3回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ③ 第2回さいたま市地域自立支援協議会 議事録（案）
- ④ 資料1 本市の計画相談支援実施体制について
- ⑤ 資料2 地域生活支援部会からの報告
- ⑥ 資料3 障害者虐待対策部会からの報告
- ⑦（参考）次期さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書（速報版）

#### 出席者

委 員・・・大須田委員、小津委員、金子委員、杉山委員、永島委員、長岡委員、服部委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員

事務局・・・吉川課長、西淵係長、高橋主任、川松主事、小久保主事、滝沢主事、山田係長、田中主査、阿部主事

## 1 開会

(宗澤会長)

それでは定刻となりましたので第3回さいたま市地域自立支援協議会を開催させていただきます。本日は3月11日、東日本大震災から早くも3年が経とうとしています。今なお多くの被災者の方々が大変苦しい暮らしの状況の中に追いやられたまま、被災公営住宅の建設も遅々として進まないという現実の中で、ちょうど1年前に私は福島に視察に行ったんですけれども、障害のある子どもを育てておられるお母さんの方の全てから笑顔が消えたというふうに伺いました。その事態は今日なお全く変わっていないということを福島県の社会福祉協議会の方から昨日メールでいただいた次第です。福島では支援者が全く足りないですね、今でも。なぜかという、30代、40代という子育ての渦中にある世代が福島から逃げているわけですね。したがって、職員を募集した場合にほとんどが65歳以上で応募している。この事態は変わっていないんですね。

ところが、さいたま市もこれから急速に高齢化を進めていく地域で、実は被災3県が直面している課題というのは、これからの我が国のあらゆる地域が直面する問題を言うならば早めに抱えているだけだという指摘があって、その意味では今日の被災3県の復興、暮らしの再建の課題というのは私たちの課題でもあり、同胞として、さいたま市として被災地に何ができるのかということのを改めて考えてみる必要があると思います。

そこで短いながらも、被災者のことを思い、ここで黙禱をささげたいというふうに思います。それでは皆さんご協力をお願いします。

～ 黙禱 ～

ありがとうございます。それでは本題に入ります。まず、今回の委員の出席状況についてですけれども、出席委員が11名、欠席委員1名です。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条2項の規定により、本日の会議は成立しています。

続きまして、傍聴に関してです。本協議会は原則公開することと規定されています。本日、1名の方が傍聴を希望されていますので、本日の傍聴人を1名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

では審議に入ります前に、事務局より説明事項があるということですので、よろしくをお願いします。

(事務局)

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、「第3回さいたま市地域自立支援協議会次第」「第3回さいたま市地域自立支援協議会 座席表」「第2回さいたま市地域自立

支援協議会 議事録 (案)」「資料1 本市の計画相談支援実施体制について」「資料2 地域生活支援部会からの報告」「資料3 障害者虐待対策部会からの報告」「(参考) 次期さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書 (速報版)」以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

なお、参考資料としてお配りいたしました速報版につきましては、次期障害者総合支援計画策定の際の基礎資料とするため、昨年11月1日から30日までの1カ月間、市内にお住まいの障害者の方と障害福祉サービス事業所を対象に実施したものでございます。地域自立支援協議会においても本アンケートの調査票についてご意見を頂戴いたしましたので、参考として本日配付をいたしております。内容が膨大なため、この場での詳細な説明は割愛させていただきますので、後ほどご参照いただければと存じます。

事務局からの説明事項は以上です。会長、よろしく願いいたします。

## 2 議事

### 「第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録 (案)」について

(宗澤会長)

ありがとうございました。それでは、ここから議事のほうに入ります。

まず議題の1ですけれども、「第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録 (案)」の承認を求められています。これについてはあらかじめお送りしているかと思えます。特に修正等の意見がなければ議事録として承認することにいたしますが、いかがでしょうか。

～ 承認 ～

ありがとうございました。それでは、第2回の議事録につきましては、事務局案のとおり承認いたします。

### 本市の計画相談支援実施体制について

(宗澤会長)

続いて、議題の2番目、「本市の計画相談支援実施体制について」ということです。こちらは事務局からまずご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題の2「本市の計画相談支援実施体制について」資料に沿ってご説明を

させていただきたいと思います。資料につきましては、横長の左上ホチキス留めの資料 1 をご覧ください。

本市における計画相談支援実施体制、また、相談支援体制に関して、現状や課題、来年度、平成 26 年度における取組、さらに計画相談支援の実施見込みについてご説明させていただきます。

まず、1 の現状であります。本市といたしましても、平成 26 年度、来年度中に、障害福祉サービスを利用するすべての障害者を計画相談支援の対象とするために、計画相談支援の実施を踏まえた相談支援体制を新たに構築するとともに、指定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に向けた取組を進めているところでございます。

障害者総合支援法施行規則の附則に、「サービス等利用計画案の提出に関する経過措置」の規定がございますが、平成 27 年度以降は、サービス等利用計画案なしでは、障害福祉サービスの支給決定ができなくなってしまうと見られます。この点に留意し、対応をしていかなければなりません。

続いて 2 の課題ですが、計画相談支援実施体制を構築していく上での「課題」、大事にしていかなければならない点として、我々といたしましては、大きく 3 点あるものとして考えております。

1 つ目として、相談支援の（1）「質の担保」、（2）二つ目として「地域の相談支援事業所へのフォローアップ」、三つ目として、計画相談支援を実施するための「数の確保」であります。

（1）質の担保、（2）地域の相談支援事業所へのフォローアップ、この 2 点への対応につきましては、さいたま市としての仕組み、枠組みをきちんと作り、対応をしていきたいと考えております。地域全体で相談支援を行う仕組み、ケアマネジメントがしっかりとできる仕組みを構築していく必要があるものと考えます。

（3）数の確保につきましては、昨年来、市内の社会福祉法人さん等に相談支援事業への参入の勧奨を実施しておりまして、現段階では、障害者生活支援センターのほか、13 事業所が来年度に開設見込みみであります。しかしながら、計画相談支援を安定的に実施するには、まだまだ十分な数字ではありませんので、引き続き、参入の勧奨を行うとともに、事業所・相談支援専門員の計画的育成、さいたま市としての計画相談支援のルール・仕組みの明確化を図る中で、推進、さらに進めてまいりたいと考えております。

なお、計画相談支援の実施見込みについては、最後にご説明させていただきたく思います。

資料を 1 枚めくりまして、2 ページをご覧ください。ただいま、ご説明いたしましたこれらの現状や課題を踏まえた中での、平成 26 年度の実施見込みについて、ご説明をさせていただきます。

まず、平成 26 年度以降の計画相談支援実施体制の枠組みであります。大きく 3 層

の構造で考えております。

左の図の1番上のところではありますが、まず基幹相談支援センターについて、さいたま市の計画相談支援についての基幹として、中心となるセンターとして、位置づけを行いたいと思います。

具体的な役割はこの右側の四角囲みのところではありますが、コーディネーター連絡会議等における各区障害者生活支援センターへのフォローアップ、これは後ほど説明いたしますが、各区障害者生活支援センターを中心に開催する新たな会議なんですけれども、相談支援連絡会議の運営のサポート、また計画相談支援実施体制が進捗していない区へのサポートなどを想定しております。

続いて、真ん中の障害者生活支援センターではありますが、地域に相談支援事業所がこれから増えていくということを鑑み、従前の一般相談支援の実施機関としての役割に加えて、新たに、それぞれの区における相談支援に係る中核のセンターであることを位置づけます。

具体的な役割としては、相談支援連絡会議等における区内の指定相談支援事業所へのフォローアップ、例えば、相談支援の手法、ケアマネジメントの手法でありますとか、関係機関との連携方法に関する助言指導、またセンターが長年の地域での活動の中で把握している地域ネットワークの共有などについて、センター主導で図っていくなど、地域全体でレベルアップしていくための取組を行うことや、また区内の法人さん、事業者さんへ相談支援事業の制度、趣旨及び意義等を説明することなどを想定しております。

そして、最後に、地域の指定相談支援事業所、1番下のところになりますが、事業所の方々に基幹相談センター・障害者生活支援センターのサポートのもと、サービス等利用計画作成の実務を担っていただくというような、こんな形で実施していきたいと考えております。

これらの枠組みに実効性を持たせるために、平成26年度に向けて、本市といたしまして4つの取組を実施いたします。

資料を1枚めぐりまして、3ページをごらんください。

まず、1つ目といたしまして(1)ではありますが、計画相談支援の実施を踏まえたかたちにさいたま市障害者生活支援センター設置要綱の改正を行いました。障害者生活支援センターにつきましては、それぞれの区における中核化を明記し、基幹相談支援センターについては、「地域の相談支援体制の強化」という項目がありますが、こちらでの取組を強化する形で改正を行っております。

そして2つ目の取組といたしまして、(2)です。各区における中核センターとなる障害者生活支援センターの業務遂行能力を担保するために、平成26年度障害者生活支援センター運営業務委託法人の公募を実施するとともに、支援センターの評価システムを構築していきたいと考えます。

なお、公募については、先日、受託者の特定を行ったところであり、公募結果として、

南区のみ受託法人に変更がございまして、精神障害対応のセンターを社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会が新たに受託することとなりました。公募結果については、市ホームページにおいて、公開しておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、3つ目の取組といたしまして、(3)でございまして、市町村相談支援（委託相談支援）体制の強化として、地域の実情に応じ、見沼区・南区・岩槻区に相談支援従事者をそれぞれ1名の加配を行っております。

そして資料を1枚めくりまして、4ページをご覧ください。最後に、4つ目の取組として、先ほどからちょっと出てきているかなとも思うんですけども、これが枠組みを機能させていくために肝となるところでありますが、相談支援連絡会議を新たに創設いたします。こちらの会議により、計画相談支援の実施に当たり必要となる各種調整、例えば各区、月平均でどうしても40名程度出てくるんですけども、計画相談支援対象者は単純にならずと40名程度おりますが、その対象者の調整というのがどうしても必要となってきますので、各事業所の繁忙状況等を確認して、この会議において調整を行うことなどを考えております。

また、新たに相談支援を実施する指定相談支援事業所は、支援課・支援センターによりバックアップをしていく必要があります。この相談支援連絡会議において、指定相談支援事業所等、実際に実務を行う中での疑問、対応する中での困難事例への対応等に関する相談、またサービス等利用計画案の記入方法等の指導、障害者総合支援法をはじめとする障害福祉に関する各種法律・条例など基礎的な事項の指導、また研修などがありましたら、その案内であるとか、国や市の動向などの情報提供をこの会議で実施できればと考えております。

目的に掲げております、1番の上のところですが、「相談支援及び計画相談支援を円滑に実施するため、行政及び事業所間における各種調整を行うとともに、地域内の相談支援実施体制の強化及び相談支援に係る人材育成を図る」このことを目的といたしまして、各区にこの相談支援連絡会議を設置し、先ほど申し上げたような計画相談支援に係る調整でありますとか、指定相談支援事業所へのフォローアップを行っていただければと考えております。

なお、最下段の「展望」というところではありますが、この相談支援連絡会議につきましては、平成26年度については、間違いなく、計画相談支援を中心に対応していくことになってくると思いますが、本市といたしましては、将来的なところとしては、各区における地域課題を整理する区ごとの地域自立支援協議会への移行等を含めて展望をしております。将来的なところについては、来年度以降、現在、実施しているサービス調整会議との役割分担などもありますので、地域自立支援協議会において、相談支援に係る作業部会等を設置するなどして、議論をしてこの検討を進めていきたいと考えております。

また、この相談支援連絡会議本来の役割・機能についても、調整機能のところについ

ではもう来年度、待ったなしで進めていかなければなりません、そのほかの部分につきましては、皆様の意見を聞きながら、また実際に会議を進める中でブラッシュアップしていければと考えておりますので、ご意見等をいただければと存じます。

ここまでの説明については、計画相談支援を実施していくための平成 26 年度以降の枠組みという部分でありましたが、最後に、本市における計画相談支援の実施見込みについて説明いたします。

資料の 5 ページをお願いいたします。実際にさいたま市の中でサービス等利用計画の作成に当たる機関としては、ここに掲げてあります(1) 障害者生活支援センター、(2) 計画相談支援推進事業実施事業所、(3) 指定相談支援事業所の 3 つの機関が挙げられます。

まず、障害者生活支援センターにおける見込みですが、支援センターで計画作成する対象者像としては、既に障害者生活支援センターとかかわりがあるケースとチームアプローチが必要となるような処遇困難ケース・多問題ケースでありまして、こちらについてはセンターの利用者、これは 24 年度の数字なんです、3,024 名のうち約 20%程度が困難ケース、もしくはかかわりがあるケースと想定して、センターで 600 名の計画作成を見込んでおります。

次に、(2) 計画相談支援推進事業実施事業所でございますが、こちらについては来年度、新たに実施する事業でありまして、サービス等利用計画の作成を集中的に実施する事業所へ支援を行う事業であります。

当該事業を実施する事業所において、計画作成する対象者像としては、既に障害福祉サービスを利用している安定ケースでありまして、事業の実施条件から 1 事業所当たり 150 名に対応予定でありますことから、この事業については 12 事業所実施予定であります。なので 12 事業所掛ける 150 名ということで 1,800 名の計画作成を見込んでおります。

そして、最後に(3)の指定相談支援事業所ですが、こちらの計画作成する対象者像としては、併設されている事業所及び同一法人内の事業所を利用しているケースと、既に障害福祉サービスを利用している地域の安定ケースでありまして、今現状お願いしているところとしては、それぞれ事業所で専任で相談支援専門員の配置をお願いしております、そういたしますと採算などから約 80 名以上に対応する必要があることから、80 名で実施していただけるという形で見込んでおります。それぞれの併設事業所等での対応分を除きますと、13 事業所掛ける 45 名ということで 585 名の計画作成を地域の事業所の指定相談支援事業所で見込んでおります。

6 ページの資料ですが、こちらの資料がこれらの対応見込みの数字や本市の障害福祉サービス利用者数を落とし込んだ表となります。こちらは各区における個別の事情であるとか、事業所ごとの事情などは酌んでいるものではなく、マクロ的な視点での数字になっております。

一番下のさいたま市全体の数字でご説明いたしますと、障害福祉サービス利用者が、5,187名さいたま市内にあります。これが「A」というかたちになっているんですけども、右にスライドして、「E」というところがあると思うんですけども、3,539名なんです、この方々が現段階での対応未定となっている対象者数になります。

そして、先ほど申し上げた「障害者生活支援センター」「計画相談支援事業実施事業所」「指定相談支援事業所」での対応可能見込み人数が、こちら「I」ですね、右から2番目のところなんですけれども、2,985名であります。

なので現段階での対応未定の対象者数が3,539名、見込みではあります、対応可能見込み人数として2,985名の差引554名が来年度に至っても実施見込みがついていない人数となります。

しかしながら、これらの数字は、あくまで見込みであるため、実際に計画相談支援を実施していく中では、初めての取組であることも多く、うまくいかないことも出てくることと思いますし、予定どおり進捗しないことは十分考えられます。

そうした現状を考えますと、平成26年度中に、すべての方にサービス等利用計画を踏まえた支給決定ができるよう取り組むことは、もちろんですが、場合によっては、平成26年度中にすべての方への計画の作成を目指すのではなく、冒頭申し上げました、障害者総合支援法施行規則の附則にある「平成27年度以降に障害者福祉サービスの支給決定をする際には、サービス等利用計画の提出が必須となる。」という規定を厳密に解釈して、対応することも視野に入れた形で取り組む必要があるものと考えております。

これは、要するに、有効期限の関係等で、平成26年度中に支給決定する必要がない方が中にはいらっしゃいます。そうした方について無理やりに平成26年度に支給決定を行うのではなく、平成27年度以降に支給決定が必要となるタイミングで計画作成を行っていくという方法も検討していく必要があるのではないかと考えてございます。この手法については、平成27年度以降も、利用者は既に支給決定がされているサービスを継続的に受けることができますので、利用者には不利益を生じさせることなく、進めることができるかなと考えております。我々として、現状のそういった厳しい見通しの中では、そうした対応も含めて、検討していく必要があると考えております。

非常に長くなってしまいましたが、計画相談支援実施体制における現状や課題、来年度の取組、さらに、計画相談支援の実施見込みについては、以上であります。本協議会において、来年度以降に向けた取り組み内容等についてご意見を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。本市の計画相談支援の実施体制についてということで事務局からご説明をいただいたんですが、各区単位の相談支援体制の充実等々も含めて、



組織、システムとして拡充していくという内容が含まれているものです。実務的には当面する計画相談というものをこの求める期間内にやり遂げるという課題があるわけですが、その課題と本市の計画相談支援体制を各区単位で充実していくということも含めて、皆さん方からのご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(小津委員)

うちは中央区で来夢さんにもものすごく頑張ってもらっているのですが、多分全区の中で一番計画相談が進んでいる区だと思うんです。それでも来夢さんにはこれ以上頑張れとは言にくいところがあるんですけども、今おっしゃった27年度以降、有効期限の問題でサービスを受けることに対して支障がなければ、先送りして現実対応していくというのはとても賛成です。それでかなり回っていける部分もあるんじゃないかと思います。

(宮部委員)

私も計画相談というのはきちんと対応して、子どもに合った経過相談をしていただきたいなというふうに親としては思います。基本的なことなんですけれども、どうやって説明していいのか私も戸惑ってしまうところがあるんですが、まず基幹相談支援センターの役割ということでここに書いてあるんですけども、実際的には今計画相談をする上でなかなか進んでいない状況であると思うんですが、実際に計画相談をなるべく行うという意味において、基幹相談支援センターというのはフォローアップということで、その計画相談の中に入り込んでいくということなんですか。役割が今ひとつよくわからないので説明していただけたらうれしいなと思います。

(事務局)

ご説明いたします。計画相談の実務を担っていく部分はその事業所でありまして、支援センターになりますので、基幹相談支援センターが直接的に担うわけではないんですけれども、実際、体制をつくるでありますとか、そういった部分で各区ごとで進めていくのは難しい部分があるので、そういった部分をサポートするという意味で基幹センターの役割というかたちで考えております。各区の支援センターを支える市の基幹となるセンターというようなイメージでございます。

(宗澤会長)

こういうことですかね、各区で計画相談の体制をちゃんと持てるようにしたい。これが目標なんだけれども、今いきなり行政区単位で全部うまいことやれよと言ってもできないと。だから、その基幹相談支援センターというところが各区で自立的に計画相談ができるようになるまで支援をすると、これがフォローアップだと、こういう意味ですね。ということだそうですね。大須田さん、どうぞ。

(大須田委員)

中央区のほうで、基幹センターを委託を受けて実施しているので、現状では障害者生活支援センターが実際は計画相談の業務を中心に担っているのですが、ここ2年間はかなりコーディネーター会議を中心に、より良い取組方法について議論をしているところです。今日、ご提案のある2ページ目の26年度以降の実施体制のところでは少し意見を述べたいと思うんですが、率直にこの図を見ると、行政の役割というのが説明の中では連携という表現で入っているんですが、図を見ると民間の委託や指定を受けたところが担うんだなと印象を図として受けてしまうので、やはり民間だけが頑張っても計画相談は進まないという率直な意見が、ここ2年間の中では私自身は思っています。やはり区ごとの支援課のばらつきであるとか、そういったことがなかなか改善はされてきているんですけども、区によって支援センターと支援課の連携がとりやすい区と、取りづらい区があるということもあるので、民間のほうがいくら頑張ってもそこも一緒に改善していかないと、計画相談はなかなか進みにくいのかなという印象を持ちます。なので、この図についてはもう少し行政の役割もわかりやすいように入れていただきたいというのと、もう1点、宮部さんのほうからご質問があったように、利用者や事業者について、ご家族もですけども、計画相談って何なんだろうというような、率直に混乱しているというご意見も聞いていますので、やはりわかりやすい、支援課がどうしても申請の窓口になるので、パンフレットであるとか説明を何らかのかたちで進めるということは今後必要かなというふうに思っています。

もう1点あるんですが、指定相談事業所が今後増えてくる中で、今、現状でも相談支援指針の中でサービス利用計画を意識したフローチャート図であるとか、そういったことは何か所か出てくるんですけども、今後その指定相談事業所が増えてくる中で相談支援指針の改訂であるとか、その点についても検討が必要かなというふうに思います。

(長岡委員)

今の2ページの大須田さんの話にも絡んでですね、確かに行政の役割というのがもうちょっとわかりやすく出てきてもいいのかなと思うんですね。そういう意味ではこの自立支援協議会との関連というところが、本来もうちょっとあってもいいのかなという気はします。4ページの展望のところでは相談支援の連絡会議というのが自立支援協議会への移行も視野に入れてということですから、そうするとこの相談支援連絡会議が自立支援協議会のような機能を果たせるようになっていけば、確かに行政の役割というのは見えてくるのかなという気がするんですね。ただ、やっぱり2ページのほうにもこのところの絡みというんですかね、こういうのが何らかの形で入っていてもいいのかなというふうに思いました。

もう1つは、指定の事業所が増えていくという中で、指定の事業所が相談支援連絡会

議を含めて地域のネットワークにきちんとはまってくれば、非常に地域としてはメリットは大きいと思うんですね。逆にこういうネットワークの中に入ってくるのを拒否するような、拒否といいますか消極的な事業所が増えてくると、この機能もだめですし、結果として指定の事業所のほうが、自分のところも法人の利用者を中心に閉じたかたちで計画相談を進めていくということになると、ここの計画相談の意義そのものも危うくなっていくんじゃないかと思うんですね。そういう意味で要するにネットワークに参加できるか、それともしてくれないのかによって、この体制が大きく変わるんじゃないかというところで、指定の事業所が果たさなければいけない役割とか、どの程度事業所に言えるのか、多分現実的には絶対この連絡会議に参加してくださいとかいうことは言いにくいんだと思うんですけども、その点、市のほうではどのように考えていらっしゃるのかなというところをお聞きしたいです。

(事務局)

事務局です。現在事業所としては指定事業所というのはない状況で、今開設勧奨をしたりしているところなんですけれども、その際にはこの連絡会議、しっかりと固まっていなかったんですけれども、そういった会議をつくってやるので、それには参加してくださいというかたちでお願いはしております。

そういった上で入ってくるということで、今お願いしているところもそうですし、相談に来たところについても、さいたま市の枠組みを説明して要請しているところなんですけれども、あくまで確かにお願いというところなので、そこに対してペナルティーを与えるものでもないという現状はあると思います。なので、そこは今後の検討課題となってしまうんですけれども、ペナルティーというかたちにするのはちょっと難しいので、入ることによってインセンティブを与えられるようなかたちができるばとは思いますが、今のところはお願ひして、現状 13 事業所が入ってくるとお話ししましたが、そちらについてはこの枠組みでやっていくというようなかたちで、それぞれのところも自分のところでやっしまえば、やはり計画相談の意味がなくなってしまうので、そういった趣旨の説明もしてご理解いただいて、地域のところも含めてやっていくというようなかたちで現状のところは言っただいております。以上でございます。

(官部委員)

基本的な疑問なんですけれども、現在 13 で、相談支援事業所があるということで、今の計画相談済みのものは何%で、それを 27 年度は 100%にしていかなきゃいけないと。それで現状のところ 100%に限りなく近い数字にするためには、その指定相談事業所というのはいくらくらい必要なんですか。

(事務局)

6 ページの表がわかりやすいかと思うんですけども、現在 5,187 名、サービスを利用して、801 名つくっているということでありまして、これは事業所が少なくでこれが限界というところがありまして、今の進捗状況であります。これから来年度事業所が増える、計画相談支援推進事業を実施するというので、2,985 件、約 3,000 件見込まれて 554 名見込めていないということで、先ほど事業所として約 50 名対応見込みというかたちを考えているので、100%にするためにはあと 10 事業所増えなければいけないかなというような、ざっくりとした見通しではありますけれども、地域に必要なようになってくるかなと、27 年の 3 月までに終わらせるためには、あと 10 事業所を何らかのかたちで見通しを立てる必要があるかなと思います。

(宮部委員)

最終的には 23 ないといけない。あと 10 事業所というのは最終的には 23 必要だということですね。

(宗澤会長)

それは単純計算の上ではそうなんですけれども、見込むことができない約 500 名の人については、事業所を増やすかたちで対応するということの現実的な見通しが今のところ立っていないので、したがって、猶予期間がある人についてはちょっと後回しにするというかたちで現実的に対応するというふうに事務局としては考えている。だから事業所を 10 増やして対応するというを必ずしも考えているわけではない。これが今日の事務局からの説明だったわけです。そういうふうに理解していいですね。

(事務局)

はい。

(長岡委員)

先ほどの指定特定事業所への働きかけについて、ペナルティは難しいというお話は、確かにそのとおりだと思うんですね。私、先ほどネットワークの面から地域の立場でいくと非常に指定がいろいろかんでくれるとすごくいいなと思っているんですけども、もう 1 つ逆に事業所の立場からお話をすると、なかなか外に出る機会がないというか、外に出たがらない事業所が多い中で、この指定を通してそういう地域のネットワークの中に参入するというのは実は事業所にとってもものすごく大きなメリットとなるというか、事業所が何というか一皮も二皮もむけるチャンスなのかなというふうには思っているんです。だから逆に事業所がペナルティーじゃなくてメリットというか、飴と鞭の飴の部分みたいな働きかけというのはできないのかなというのが 1 つと、もう 1 つは事業所の立場でいうといつも感じるんですけども、相談支援の先に事業所のサービス

提供があるわけですね。本当はサービス提供事業所というのは相談支援システムの中にもっとがっちりかんできてもいいのかなという気はするんです。そういう意味で、前もこの場でお話ししたことがあるかもしれませんが、やはり体制については連絡会議の中で事業所が参加するような文言があるんですけども、もっと例えば基幹とか、各区の支援センターから、事業所へのアプローチというものをやっていっていいんじゃないのかなという気はします。それは事業所は力がありますよということじゃなくて、そういうつながりの中で事業所というものは育てていく部分があるんだというところでご理解をいただければと思います。

(宗澤会長)

私のほうから舞台裏の議論も含めてちょっと現状認識についてお話をしますと、今日大須田さんとか、長岡さんからご指摘いただいている部分については、今のところ具体的にこういうふうにやっていけるよねというふうに着実に見通し得ないので、皆さんの議論を伺ってというかたちにしてあるところなんですね。簡単に言えば、各区の相談支援体制を実施する、相談支援連絡会を自立支援協議会のようなものにしていこうと。では、今の段階ですべての区でそのような協議会を運営していけるだけの実質的な力というものを見込み得るのかというと、これは現状ではにわかには見込めない。確かに、長岡さんがおっしゃるように、地域のネットワークの一員として事業者が入ることによって、事業者が本当の意味で育まれていくのだという考え方自体には僕も全く異論ないんですけども、ネットワークの一員になるということは、やっぱり利用契約制になるから、おいしいお客様を抱えるというね、いろんな事業を展開しているコングロマリットであればあるほど、そういう利害というのは働くわけですね、事業所として。経営がかかっているわけですから。

したがって、飴と鞭のあり方を現実的にどのようにしていくのかということも、今の段階ではにわかに見通しづらい部分があって、そこを拙速に進めるのではなくて、着実に進めたい。そのときに例えば埼玉県であれば、行田のように人口 10 万人以下でつまりさいたま市の各区以下の規模ですべてを回していけるところというのは、仮に頑なな事業者がいたとしても、顔の見える関係の中でね、そのネットワークの中に入ってもらうことのメリットというものを実際やりとりをする中で感じ取ってもらえる。それに対して政令指定都市の首都圏における先輩である横浜なんかになると、実は横浜の場合は行政区単位で実際の動き方というのはもうばらばらになっているんですね。なぜかというと、行政区の職員のほうは、どんどん人事異動していくわけでしょう。そうすると実際その市の相談支援体制はどうなるかというと、各区の民間事業者のネットワークのあり方で変わってしまうんですよ。そこは継続性を持つわけだから。そうすると確かに支援課の絡み方というのはどうするかというのは、キーポイントとなるんだけど、今の状況においても区ごとのばらつきが出ていますよね。区ごとのばらつきが現

状であるところでね、いきなり各区の体制に持っていったら、そのばらつきというのを逆に固定化しかねないというリスクがあると思っています。だから、この辺をちょっと見極めながら前に進める必要があると。

だから、当面のところその基幹相談支援センターが全体のフォローアップをする。市としての地域自立支援協議会が新しい体制への移行というものを見極めながらフォローアップして、それでその各区のばらつきのない体制をどうつくっていくのかということ、これは来年度以降具体的に進めていきたいと。ここで拙速な進め方をするとちょっと禍根を残すことになりかねないというのが、この背後にある状況認識なんです。

(杉山委員)

基本的なことでは申し訳ないんですけども、計画相談支援推進事業というのがあると、思うんですけども、こちらのほうは委託だけではなくて、指定のほうも入ってくるんですか。

あと後回しの平成 27 年度以降というものがあると思うんですけども、ざっくりどれぐらいの方がいらっしゃるのか。こちらの点をお教え願いたいと思います。

(事務局)

事務局です。最初のご質問からお答えいたします。計画相談支援推進事業については、基本的には支援センターの中で相談支援専門員がいるところをお願いしているので、事実上支援センターのみの中の一部、現状 14 センターある中の一部のセンターで実施するというような形で考えていただければと思います。

ご質問の 2 点目ですが、27 年 4 月以降に支援できる人数というのは 600 から 700 人程度いらっしゃいますので、この方々がそこまでやらなくても大丈夫という方でございます。

(宗澤会長)

先ほど宮部さんからご要望というか、ご質問あった計画相談を利用者主体のものとしてしっかりと進めていくという、これは今回出てきた計画相談を平成 27 年度までにやってしまうというのは、障害領域においてケアマネジメントをもう義務化すると、これが国の施策の意図ですよね。つまり介護保険と同じようにサービス利用の無駄をなくするためのケアマネジメントを高齢者と同じように障害者の領域に徹底しようと、これが政策方針ですよ。だから、介護保険のときにもケアマネジメントを導入するときというのは、口先では利用者主体のケアマネジメントと言いますよ、介護支援専門員の研修でもそう言っていると思いますよね。

だけど、現実にはそうはなっていないわけで、介護保険との統合を目指して障害者領域でもケアマネジメントを徹底させると、それを先行させておいてね、介護保険と統合

した段階で無理なくシステムが運用できるようにしていくと、こういう恐らく国の政策方針というのがある中で、それに呼応して利用者主体の計画相談をつくりあげていく。本市として独自の利用者主体の計画相談を実施できるような相談支援体制というものを編み上げていく、ここに今自立支援協議会の議論、課題を見ているわけです。だから、利用者主体の計画相談を担えるだけの相談支援専門員の量も質も不足しているんですね、本市では。別に本市だけの問題じゃなくて、全国でそうなんです。だから、基幹相談支援センターのフォローアップであるとか、それから相談支援専門員の養成というのが今日の事務局からの提案にも入っていましたが、そういったことも含めて全体として相談支援専門員の量的、質的にボトムアップですね。それから計画相談支援ができる事業所を拡充していく、それから各区で利用者主体の計画相談をつくり、サービスを実現していくための相談支援体制というのをつくる。ここまですべてを含めて来年度以降具体的にどう歩むのかというところで今日の議論をしていくというふうにご理解いただければと思います。

(長岡委員)

私は事業所の団体のほうとも活動していますけれども、やっぱり表現は適切ではないと思うんですけれども、楽なところに合わせて動いていても何も変わっていないところがあって、先ほどあった市内の事業所に働きかけたときに、10の事業所のうちに1つでも、2つでも地域に目が向いてくれるような事業所が出てくれるような、そんな状況というのが、そういうやり方もあるのかなというのがちょっと思っているところではあるんですね。

全然話は変わるんですけれども、ある市の自立支援協議会の部会に呼ばれて私行ってきたんですね。サービス管理責任者の県の研修にもかかわっていくのがあって、そういうので呼ばれたんですけれども、事業所で個別支援計画を担っているサービス管理責任者の最近の研修では、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画作成ということをやっているんですね。昨日はグループワークでこれから相談とどういう関係をつくっていくかみたいな研修をやったんですけれども、これがサービス等利用計画ができますよという、去年までの研修では絶対なかったんですけれども、今年は事業者の側が相談支援の事業所にどんどん相談に行かなきゃみたいな感じの空気になりました。

だから先ほどお話をしていた、今がチャンスなんですというのは、このタイミングだからこそ、相談に関して、相談支援事業所に関して初めて興味関心が出ましたという事業所がいっぱいあるというのが実情なのかなというところでのチャンスだと思います。

もう1つですね、この話でおもしろかったのは、じゃあ相談に何を、相談支援事業所に事業所の立場であるいはサービス管理責任者の立場でどういう相談をしたいかというところで1番多く意見が出てきたのは難しい利用者の方の支援についてという話で、多分これはほかのところも同じだと思うんですけれども、相談支援事業所がかんでくれ

たら専門性の部分でフォローしてくれるんじゃないかなという期待がすごく事業所にあるんだというふうに思いました。要するに相談の事をあまりよく知らない事業所にしてみたら、相談支援に期待するものであったり、そこが評価の基準なわけですよ。

今回、公募があって評価システムの構築というのがこの表の中に出ているんですけども、そういう意味で宗澤先生のおっしゃっていたばらつきの部分というのを一体どういうかたちで評価したのかなということも含めてですね、あるいはその評価してばらつきがあったときにはどうしていくのか、点数の低いところは再公募をかけるようなことも確かお聞きしていましたが、評価が低ければ切っちゃうのか、それとも時間をかけて育てる方針でいくのか。先ほどの相談支援連絡会議なんか定期的に始まっていくと、多分区によってばらつきがありますよというお話は定着するまでに時間がかかるころもあれば、そうじゃないところもあるというところ、そういうとらえ方もできると思うんですけども、いろいろと相談支援事業所が定期連絡会議と言いますか、相談支援連絡会議というものをつくっていく途中での評価が低かったら場合によっては事業所を交代させられるような状況になっていくとしたらですね、この相談支援事業の性質上、何というんですか、非常に大切なものを切り捨てかねないんじゃないかと思って心配しています。そのあたりはいかがでしょうか。

(宗澤会長)

そこは今にわかにはこうするというふうには言えないので、だから評価制度を設けて、箸にも棒にもかからないという場合はね、それでも育てるというふうには言えませんよね。だから、その途上にあるというときに当然それをみんなでフォローしながら、各区のシステムの一員として、ネットワークの一員として未来をちゃんと見据えて取り組んでもらうと。その基準を具体的にどこに置くのかというのは、これからやはり考えていかざるを得ない問題だと思うんですよ。ただ、ネットワークの一員として事業者というのは運営していかなければならないという、その発想自体というのはどう考えても支援費支給制度のときに、制度的には入れられたはずだと思うんですよ。それが今になって初めてそんなことを言い出すわけでしょう。じゃあ、それをある観点から言えば、もう既につける薬がないということが出来るし、いや、それが現実なんだからというふうにも言うことができるし、そこがなかなか難しいんですね。

ただ、千葉県の袖ヶ浦の虐待死亡事件以降、1つの象徴している事柄は、サービスを提供する側の圧倒的な不足というのがあるわけですね。利用者の側から言えば、社会資本が不足している。そこにあぐらをかいてしまう体質があったということ自体は、否定できないと思うんですよ。結局、あれは虐待は常習化していたけれども、施設長、サビ管、それから職員すべてで通報を誰一人としてしていないわけですね。こういう虐待防止法が施行されて以降の話で、虐待防止法が施行されたというのは以前のように一般論として虐待をしてはいけませんよという話ではなくて、虐待をこうむらないということ



が、障害のある人にとっての公的権利であって、つまり事業者側というのは虐待防止のための実務的な取組を進めていないとだめなわけですよ。ところが、今の事業所の多くというのは虐待防止法ができましたから、こういうことはやらないように気をつけましょうねという、それだけで終わっているんですよ。具体的に防止するためにそれぞれの事業所で実務的にどういうふうに取り組むのかというところの計画的なプログラムで議論をしている事業所なんてね、もう本当にごく一部なんです。じゃあ、これをつける薬がないと言えどつける薬がないというふうにも言うこともできるんだけど、そうやっていくと身もふたもなくなるので、だから育みながら、でも箸にも棒にもかからないというところには、一定のルールを設けると。これを現実的に今後展開できるように考えていきたい。だから長岡さんのご指摘のある育んでいくという、それは原則として利用者の方からいって箸にも棒にもかからないという場合には、退却してもらうとか、そういうルールもやっぱり必要なというふうには考えています。

したがって、まず計画相談の体制の中で行政機関と民間の相談支援事業所が共同歩調をとれるような体制をつくっていくということについては、大枠では既にあるので、その上で各区の相談支援体制を質的にも量的にも拡充していくときに、どういうシステムの組み方があるのかというのは来年度以降の具体的な課題であると。だから、評価制度にしても広報のあり方にしても、原則としてはそれは実施していくというんだけど、細部にわたっての考え方というのは切るという方向ではないんだけど、じゃあどういふふうで育んでいくのかということも、ひとまず基幹相談支援センターのフォローアップというところを中心になって進めるというところは、具体的なイメージとしてはあるんだけど、それ以外については来年度以降の課題であるという非常に心もとないけれども、しかし拙速な事の運び方は本市としてはしないよと。つまり120万都市というのはやっぱりやりづらいんですね。だから乾いた論理でシステムとして動かしていくというだけだったらできるんだけど、そうすると相談支援というように、要するにフェース・トゥ・フェースの間柄のサービスを生かしていくということはなかなか難しいというかね、見通しづらいとか、そういう意味で歯がゆい思いはいろいろ残るとは思うのですが、考え方としては今述べたようなところであると。だからはっきりしていないのにもわけがあるのだというところで、ご理解いただければと思っております。

したがって、来年度以降、今日事務局からご提示いただいた部分を具体化していくところで皆さんからのご提案を頂戴したいと考えます。

(永島委員)

全く今の意見でよろしいかと思うんですけども、その中の質問として、基幹相談支援センターというのが1番上にありますけれども、さいたま市は120万都市でこの基幹相談支援センターを幾つ設けようと考えているのでしょうか。

(事務局)

基本的には現状の枠組みで、予算的なお話もありますので、増やすというお話がありました。現状の体制の中での役割というかたちで、ただ実際行っていく中で、今1つのセンターでやっている中で厳しい部分があれば、来年度にそれも含めて今後検討していく。基幹相談センターの人員というのは1人という部分があるので、なかなかそれだけでは厳しい部分があるとは思ってはいるんですけども、ここも含めて検討していきたいなと思っております。

(宗澤会長)

私、これまで一言も言ったことないんですけども、全部ぼやかしてきた理由の1つに来年度に入ったら、それは各区に基幹はいるでしょうと言いつつ出そうかなと思っていたんですよ。

(永島委員)

今なぜこれを質問したかという、1つじゃ絶対足りないわけですよ。つまり10区あってお隣同士だとか、3障害やっているところもあればやっていないところもある。1つに集中したら絶対パンクしますよ。委託相談を受けながら計画相談をやって、現状だって多分10区の支援センターはできそうかなと思っているところと、いやいや、うちはもうできませんよと思っているところとたぶん2つに分かれるのかな、よくわからないけれども、そうすると本来、1番大事なところはここだと思うんですよ。障害のある人がこうしてほしいと思う相談を誰がジャッジメントするのという、それは基幹1つだと無理だと思う。だけど、今はもうこの3月に入ってこの話をまだこの時点でこんなところにいるわけですよ。だからもう走りながらこの制度をつくっていかなくちゃいけないという時点にもう来ていると思うんですよ。だけど、見失っちゃいけないところは見失っちゃいけない。障害者はこういうふうにしてもらいたいんだという相談をちゃんと、みんな生活支援センターに押しつけるわけじゃないんだけど、ここがその意見をちゃんと聞いてあげないと元も子もないというか、そんなことをまず押さえながら新しいものをつくってってもらいたいと思います。それは事業所が参加してくるのも、もうウエルカムでちゃんとチェックはしますけどね。そういういろんな力を借りて、ほかの都道府県では1つの機関でやっているところもあれば、身近なところでくっついてやっているところもあるんですよ。この前、大体40万とか50万、30万ぐらいの都市だと1つの機関で大丈夫だと思うんですけども、120万ともなるとそれはもう絶対不可能ですから、隣の生活支援センターとくっつくとか、あるいは地元のそういうところがなければあるところとくっつくとか、身体と知的の組み合わせがあるじゃないですか。そういうのを具体的にもうこのところでは描いておいて走り出して。それでここを補わなくちゃいけないとか、障害のほうでも予算をとってあるようですから、ある程度加

配される人も増えると思うんですけれども、そうすれば自ずと見えてくると思うんですね。来年度以降に。そうしたらよりよいものに、基本のかたちだけこれだけつくっておいてもらって、進んでいけばいいんじゃないか、歩きながらつくっていけばいいんじゃないかなという、意見の1つとして。

(宗澤会長)

ありがとうございます。ご発言の趣旨は大変よくわかりますので、そういうイメージを共有しながら来年度進んでいければと思います。

いろんなことが決まらないまま頭の中にあって、だから基幹が今のままでいいのかというのは当然あるんですね。だからといって、じゃあ各区にすべて基幹を設けるというのはちょっと今の財政状況からいってあり得ないと。そうだったら例えば幾つかは設けられないかというふうなことは、1つ検討するに値する1つのシステムの組み方かなと。そうすると各区の体制をつくりながら基幹を例えば全市で3つとか、4つとかと持っていた場合、どういうふうにしていこうとか、思いが千々に乱れているところがあるんです。ただ考え方として、永島さんのおっしゃったことはよくわかりますので、そういうことも含めた、歩きながらつくっていくということを来年度から始めたいと思っています。ただ、この時点でここまでなのかと言われると、確かにそのとおりなんですけれども、多くの場合はとにかく計画相談の数をやっつけるためにとりあえずどうするのかというところで走っているわけですから、だから考えながら、歩きながら利用者の本当の願いやニーズに応えるための相談支援体制をつくるということを一応課題の中心に据えていますので、それに則してあくまで歩んでいきたいと思っています。

今日3・11なので申し上げますけれども、福島県の相双郡の障害者生活支援センターは3月11日に1回閉鎖しますよね、その後、福島第一原発の重大事故があって、皆障害者を連れて逃げるわけですね。逃げたというのも富山に逃げたグループ、名古屋に逃げたグループ、幾つかに分かれているんですね。その分かれたことによって悲鳴に近いような相談の電話がその生活支援センターの職員の携帯電話にかかり続けるんですね。それで相双郡の相談支援事業所というのは3月29日に店開きするんです。だから相双郡の相談支援事業所だから福島第一原発の放射線被害を直接受けているところで、3月29日に店開きするんですね。そうすると首都直下型地震みたいなものを考えたときの、災害時の相談支援体制みたいなものを考えたときに、例えば東日本大震災の避難所、ここに障害者も要介護高齢者も来るわけですね。するとそこで単なる雑居だったという問題があって、避難所ですぐさま保育体制がとれる、デイサービスができるというふうな空間を設けるといってね。避難所で1年近くいたわけですから、そういう体制をどうするのかとかも含めて、災害時の相談支援体制の単位をどう考えておくのかということも来年度の課題なのではないかなというふうに思っているんです。

そういったことも含めまして、とにかく障害のある人を真ん中に据えたシステムづく

りということに拙速なことを、事の運びを避けて着実に歩みたいと、改めてここで確認しておきたいと思います。

それでは一応そういう永島さんからのご意見も含めまして、来年度ちゃんと着実に歩んでいきたいということで、議題の2番目については終了したいと思いますが、よろしいですか。

### 専門部会からの報告

(宗澤会長)

それでは専門部会からの報告に移ります。事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

事務局です。それでは専門部会からの報告につきまして資料に沿ってご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料の2「地域生活支援部会からの報告」及び資料の3「障害者虐待対策部会からの報告」を使用いたしますので、ご準備いただければと思います。

まず私のほうから地域生活支援部会からの報告についてご説明をさせていただきます。本部会では入院中の精神障害のある方の地域移行をどのように進めていくかという点について、委員の皆様にご議論いただいているところでございます。今年度の地域生活支援部会は10月1日と2月25日に開催をさせていただきます。議題といたしましては今年度より設置されました地域移行・地域定着支援連絡会の報告と来年度の地域移行・地域定着支援事業についてとなっております。

平成25年度の審議内容でございますが、さいたま市の地域移行・地域定着支援の現状及び課題について確認するとともに、今後の施策の方向性についてご意見を頂戴したところでございます。さいたま市の地域移行支援及び地域定着支援の現状でございますが、平成24年度の支給決定者は地域移行支援が13名、地域定着支援が9名でありまして、利用が少ない状況が続いているところでございます。現在は地域移行・地域定着支援連絡会において選定されました対象者の中から各区1名を目安といたしまして、各障害者生活支援センターと医療機関において重点的に退院支援を実施しているところでございます。

部会において出された課題といたしましては、選定された対象者が複数機関での支援が必要な困難ケースであることが多いということから、病状の不安定さなどにより申請につなぐまでに時間がかかってしまうという点、また複数の機関が連携して支援を行う場合の体制が構築できていない点などがございます。また、来年度より改正されます精神保健福祉法に対応した施策展開が必要であるといったご意見も頂戴しております。

2の今後の方向性についてでございますが、既存の取組を強化していくこと。あと申

請に至るまでに時間がかかる困難ケースにつきまして、医療と福祉の連携のもと入院患者に対するさらなる働きかけを行うことにより、事業の申請に結びつけてまいりたいと考えております。さらに地域における連携支援体制の構築が不可欠であること、複数の機関で連携して支援を行う場合に、共通認識を持って支援に当たることが望ましいという点から退院支援に係る市の方針を共有するためのツールを作成する必要があると考えております。なお、来年度には法改正による影響が想定されますので、国の動向を注視しながら実効性のある施策について引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

これまでの部会での議論を踏まえまして、事務局より平成 26 年度の地域移行・地域定着支援に係る取組につきまして、何点かご提案をさせていただきたいと思っております。資料の 2 ページ目をご覧ください。来年度につきましては当事者、支援者両方に対しまして退院促進のための取組を実施してまいりたいと考えております。

当事者向けの取組の 1 点目でございますが、地域移行・地域定着支援連絡会におきまして選定された対象者に対して、医療機関と障害者生活支援センターが連携して重点的な支援を行うものがございます。

2 点目は精神障害のある方に対するピアサポート体制の強化でございます。こちらは入院患者を申請に結びつけるための取組でございますが、地域相談支援の中核を担う基幹相談支援センターにおいてピアサポーターのコーディネートを行うものです。

続きまして支援者向けの取組でございますが、現在開催しております地域移行・地域定着支援連絡会の取組を強化したいと考えております。今年度よりスタートいたしまして、まず動き出したというところがございますので、医療と福祉の機関連携の柱として今後も定期的な開催をしてまいりたいと考えております。

最後が退院促進支援指針の策定でございます。退院促進支援指針とは地域移行支援、地域定着支援を実施する支援者向けの実務マニュアルでございますが、入院中の精神障害のある方の退院促進に関する市の方針をお示しすることで、支援者間の退院支援に係る認識の共有、また支援資質の向上を図ってまいります。

指針の策定に際しましては、精神保健福祉法の改正など国の動向を踏まえるとともに、地域における連携支援の課題などについても整理をいたしまして策定作業を進めてまいりたいと考えております。3 ページには参考資料といたしまして改正精神保健福祉法の概要を付けさせていただきましたので、こちらをご参考いただければと思います。

続いて障害者虐待対策部会の報告をさせていただきます。

(事務局)

障害者虐待対策部会からの報告ということでご説明させていただきます。資料は資料 3、左上ホチキス留めの資料 3 を使用いたしますので、ご準備いただければと思います。

まず、虐待対策部会の概要なんですけれども、第 3 回の障害者虐待対策部会を平成

26年の2月18日に開催いたしました。議題としましては障害者虐待の対応につきましては実践の積み重ね、また事例を通じてこそ、多くの示唆と課題を得られるものと考えておりました、事例報告、市内における障害者に対する事例報告をいただきまして、部会で共有を図りました。また、その事例の積み重ねにより見えてきた虐待対応の実務に関する課題、教訓や問題点を専門部会、本協議会にフィードバックして、今後の施策や指針の見直しにつなげていくためにということで、虐待対応の実践を通じた課題について整理を行ったところであります。

2の内容のところで、部会として共有した内容を記載しております。まず現状として部会の中で確認したところとしては対応機関は支援課と支援センターでスーパーバイズ・法人後見の実施というところで高齢・障害者権利擁護センターがいるというかたちで本市は対応しているところであります。虐待防止法でいう市町村障害者虐待防止センターとしての機能は支援課と支援センターが有しているというかたちであります。

平成24年度の実績であります。全体としては58件、通報・相談件数がございまして、認定件数は26件というかたちになっております。擁護者による虐待が46件の相談件数で虐待認定件数が22件、施設における虐待が9件通報がありまして、認定したのが4件で、使用者による虐待については0件というかたちになっております。詳細が3ページ以降の別紙にありますので、後ほどご覧いただければと思います。

課題、2番のところなんですけれども、課題として共有した中で主要なものをご報告いたしますと、技術的な課題といたしましてやはり虐待の事実認定、介入方法であるとか事実確認の困難さという部分が挙げられました。被虐待者が知的障害者であるとか精神障害者である場合の判断の難しさでありますとか、虐待が疑われているものの事実確認の方法、施設における虐待のときにどういったかたちで調査すべきなのかであるとか、また虐待という部分が介入的なアプローチになるので、その難しさ、特に拒否的な傾向が強いネグレクトであるとか経済的虐待のところでは難しさがあるというようなかたちで課題として共有しました。また、指針に基づく対応の理解不足による連携の不備なども挙げられたかなと思っております。

それから、運用的な課題としては指針の見直し、これはチェックシートの活用方法に関する研修等を実施していただきたいであるとか、終結に向けた判断基準の追加をという声があり、そういった部分のお話をいたしました。それから支援課、支援センターの役割分担、権利擁護支援員の役割の整理、また虐待対応について、今、各区で対応しているかたちになりますので、ノウハウを蓄積していくことが難しいというご指摘がありました。

1枚めくっていただきまして、制度的な課題といたしましては、やはり虐待対応としてはどうしても介入を行うもの、障害者虐待で分離が必要なケースですと、分離をするための介入を行う者と、その後、擁護者等へ支援を行う者が同一ということで、それに伴う支援の困難さ、感情的なもつれという部分がやはり大きい。また被虐待者を分離・

緊急一時保護ができる場の不足という部分は、これは部会だけではなく、この本協議会でも前々から言われているのかなと思うんですけども、改めて共有したところであります。

現実的に分離しようとしても、どの施設も定員いっぱいまで避難可能な施設が容易に見つからないというところで、実際にないと困るという問題だけではなく踏み込んで対応がしにくいという部分が出てくるというようなこともあります。

また、施設側からの視点でのご意見として分離による被虐待者を受け入れた施設にかかる大きな負担という部分も挙げられます。現在、虐待であるとか緊急の事情を鑑み何とか受け入れてくれる施設も、この状況ですつとっていつまでももつわけはないと思うので、対策をしなければということでも共有をしたところであります。

これらが本市における課題であります。部会においてこれらの本市における課題から今後の方向性について大きく4つの方向性を示していただいたものと考えております。その4つの方向性の部分が3のところがございますが、障害者虐待対応機関における実践の積み重ね・経験値のアップ、2つ目として障害者虐待事案の集積と共有、3つ目が障害者相談支援指針の改訂、4つ目が虐待者と被虐待者を分離するための緊急一時保護の確保というところで、本市といたしましては部会からのこれらの意見、方向性に基づいて平成26年度について、下の四角に囲まれた取組を実施していきたいと考えております。

まず1つ目が、1番上のところになりますが、高齢・障害者権利擁護センター主催の権利擁護研修の実施、それから障害者虐待事例集の作成、これらは障害者虐待対応の実践の積み重ね、経験値のアップを行うために権利擁護センターを中心に実施していきたいと考えております。研修については単発で行うものではなく、連続的に行えるようなかたちで考えております。事例集についても市内の事例をできるだけ集めて支援課、支援センターで共有を図っていきたいと考えております。

支援指針の改訂につきましては、ご指摘の点を踏まえまして修正、加筆を行い、早い段階でお示しをしたいと考えております。そして皆様からご指摘いただいている虐待者と被虐待者を分離するための緊急一時保護の場の確保については、これは本市といたしましても重大な課題として捉えておりまして、来年度より新規事業としてこちらの障害者緊急一時保護事業を実施いたします。これは障害者施設におけるやむを得ない措置以外でも障害者の緊急一時保護を可能とするものでありまして、例えば介護保険における施設等での保護も可能と想定した事業となっております。

また先日の部会の中でご指摘がありましたように、第4期障害福祉計画における成果目標に地域生活支援拠点等の整備という、これらの検討を来年度行っていくかたちになるんですけども、24時間の相談受付であるとか、緊急時におけるシェルター等に関する機能についても来年度併せて検討を行っていききたいと考えているところであります。部会からの報告は以上であります。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それでは2つの部会からの報告、その他の報告についてのまとまった報告をいただいたわけですが、これに対しましてご質問、ご意見等があれば伺います。いかがでしょうか。

(永島委員)

私、虐待部会に出ているんですけども、この間、確認したかったんですが、この最後、26年度の取組の中で、新規事業「障害者緊急一時保護事業」の実施と書いてありますが、さっき予算を取ってもらって、場所がないから老健だとか、どこか高齢と一緒に場所と予算を確保してもらって、26年度はそこに被虐待者を一時保護できるようになるんですね。

(事務局)

こちらの事業につきましては、26年度から行う事業でありまして、常時確保しているというよりは、空床の利用であるんですけども。

(永島委員)

空床を、ベッドか何かをとってあるんですか。

(事務局)

空床利用というかたちになってしまうので、空き前提ではありますけれども、ただ障害の施設になりますとどうしても稼働率が高いという部分があつてなかなか空きがないけれども、介護保険の施設であれば稼働率は93%というようなかたちで、そういう現状があるので社会資源の有効活用という側面もあるんですけども、そういったところでの確保もできると。

(永島委員)

その予算は確保したんだよね。

(事務局)

しました。それで来年度から実施するということでございます。

(永島委員)

空床があれば虐待があつたときにそこに避難できるわけだよね。



(事務局)

はい、そうです。

(宗澤会長)

ちょっと確認したいんだけど、空床があれば例えば介護保険施設であるとしても65歳未満の障害のある人が障害者緊急一時保護事業として空床を利用できるというのは、事業者側もそれは納得しているんですか。つまり、それは事業者施設との関係で65歳未満の人で若い障害者なんだけれども、しかも要介護認定じゃなくて、知的障害の人も含めて空床があったらお願いするからねというところは大丈夫なのかな。

(事務局)

もちろんこの事業につきましては、個別に事業所と相談しなければいけないものです。こういう事業をやったからすべてのところでできるようになるというものではないので、これから正直、まだどの法人とも、概ね方向性としてはご理解いただいている法人もあるんですけども、これはまだ契約といいますか、そういった部分には至っていないので、今後詰めていくかたちになると思うんですけども、事業自体は来年から開始して、手を挙げてくれる事業所が出てきてからというかたちになるので、このあたりは追ってご報告というかたちになります。実際のところ、4月1日からできるかというところ、まだできないところではあります。

(小津委員)

すごく難しいことだと思うんですよ。実際にうちの区であった事例なんですけれども、若い男の子にお父さんが毎晩もみ合って首を絞めるみたいなことをやっているんですけども、一見、それだけだったらもうお父さんひどいみたいな感じなんですけれども、実際その子はとても重い行動障害みたいな感じで結構いろいろひどいことをやるんですよ。施設に一時保護すれば、別の人のパンツをおろしちゃうし、とにかくお家の中で育てづらい、それがもう何年も、十何年も続いているわけですよ。それでお父さんが力でねじ伏せるみたいなことをやっているんで、一筋縄ではいかない。だから、知的の場合には虐待されるほうも障害が重くて一筋縄ではいかない部分がとても多いんですよ。そうしたときに老健施設でいけるかなと思って、どきどきしてしましまして、これは別に意見という意味じゃなくて、よほどいろんなかたちで理解とか調整とかが必要になってくる課題はあるかなと思います。

(宗澤会長)

これも舞台裏で私が考えていることなんですけれども、例えば行動障害があつて、虐待的関与と行動障害の拡大みたいなものが悪循環で、行動障害が拡大してきたようなケ

一スの場合に高齢者の施設ではやはり受けとめ切ることが難しいと、これはそうだと思うんですね。だから、来年度から始まる障害者緊急一時保護事業というのは言うなれば緊急一時的な施策に過ぎない。そういう意味で緊急一時保護事業じゃないかと。つまり本来の緊急一時保護事業を実施するにふさわしい社会資源の組み立て方については、来年度以降、議論を仕切り直さないとだめだというふうに思っている部分があるんですね。それはいろいろ持っていく方も含めて、財政当局の顔色を見ながら、こういう持っていく方で打診するのはどうかなとか、いろいろ考えているところもございまして、それでそういう障害領域の虐待ケースならではの処遇困難性に対応し得るような一時保護の可能な居室の確保、これを何とか中長期的には見通せるように施策の課題としては既に受けとめています。だから、まず高齢者も含めてこの緊急一度保護事業でできる限り、居室の確保を図っていくというものとしてご理解いただければと思うのですが。事務局の立場から言えば、ここの緊急一時保護事業の実施にこぎつけるまでで庁内のすったもんだとしては結構大変だったというものだと思います。

そのほかいかがでしょうか。計画相談をめぐる相談支援体制の拡充のところの課題についても、それから地域移行・地域定着支援の課題について、それから虐待防止のための課題についても来年度はもう実務的課題が目白押しというわけで、すべてのワーキンググループの部会長を特定の人がしわ寄せを食らうというのは誤った参画のあり方ではないかと、したがってそれぞれの部会ごとの実務的な責任者もいろいろ分担しながら進めさせていただければというふうに皆さんで課題として共有しておきたいと思いません。

年度末、忙しいときでもございますので、特に皆さんからご意見がなければ終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

大変ご理解をいただきましてありがとうございます。それでは議事は以上で終了となりますが、皆様、あるいは事務局からあと何かあるでしょうか。

### **3 その他**

(事務局)

事務局です。本日は大変長時間にわたりありがとうございます。皆様からいただきましたご意見を参考とさせていただきます。来年度以降につきましても引き続き障害のある方の地域生活を充実させるためにさまざまな課題に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは閉会に当たりまして障害福祉課長の吉川よりご挨拶を申し上げます。課長、お願いいたします。

(吉川課長)

皆様、本日は大変長時間にわたりありがとうございました。本日は今年度最後の委員会となります。本当に1年ありがとうございました。今日もさまざまな課題が出ましたが、来年度以降、着実に取り組んでまいりたいと思います。最後に先生から出ました役割分担の話もありました。そういったところも考えていきたいと思います。

来年度につきましては、本日の委員会でも報告させていただきましたアンケートをもとに次期の障害者総合支援計画の策定作業、こういったものも本格化します。また、策定の進捗状況につきましては随時報告させていただきます。皆様のご意見を伺いながらよりよいものにしていきたいと思っています。どうぞ、よろしく願いいたします。1年間、本当にありがとうございました。

(事務局)

次回の開催についてでございますが、年度がかわりまして平成26年6月ごろの開催を予定しております。詳細が決まり次第ご連絡を申し上げます。

また、来週の火曜日、3月18日火曜日でございますが、14時より、隣の保健所におきまして第3回障害者政策委員会を開催いたします。こちらについても併せてよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

#### **4 閉会**

(宗澤会長)

それでは、以上をもちまして「第3回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会させていただきます。委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。この1年、ご苦労さまでした。

以 上